

(5) 免除等申請手続の簡素化

(到達目標)

- 免除等申請者の負担軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。

(これまでの状況)

- 国民年金保険料納付の免除等を受けようとする場合には、毎年度、市町村窓口等への申請書の提出が必要。

(これまでの状況)

- 障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要。

(今後の取組)

- 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入【平成18年7月～】。

(今後の取組)

- 学生納付特例手続について、最初の申請の際に卒業予定年月を把握することにより、当該年月までの間、毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入【平成19年4月～】。
- 大学等が学生である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができる仕組みを導入【平成19年4月～】。

(今後の取組)

- 法定免除に該当する方について、福祉事務所等からの情報提供を受けること等により、職権で免除手続を行うこととし、免除の届出を省略【平成18年度中】。